

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、その日)

人事委員会規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十年三月二十四日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢一郎

鳥取県人事委員会規則第二号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「教護」を「児童自立支援専門員」に改め、同項第四号中「生涯学習課の指導主事」を「生涯学習課の社会教育主査、生涯学習推進係長、指導係長、指導主事」に改め、同項第六号中「研修係長」の下に「、県民カレッジ係長」を、「學習情報係長」の下に「、社会教育主事」を加え、同項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 青年の家又は少年自然の家の指導係長

第二条第三項第四号中「社会教育主査」の下に「、生涯学習推進係長」を加え、「体育係長、指導主事及び社会教育主事」を「体育係長及び指導主事」に改める。
第三条第一号を次のように改める。

一 産業技術センターの所長、次長、専門研究員、部長、室長、科長及び研究員

第三条中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とする。

附 則

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

◇人委告示

選考により採用又は昇任させる職の一部改正(総務課)

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十年三月二十四日

鳥取県人事委員会規則第三号

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢一郎

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第三の四の二級の項第四号中「教護」を「児童自立支援専門員」に改め、同項第九号中「係長」の下に「社会教育主事」を加え、同項中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 青年の家又は少年自然の家の係長の職務

別表第三の四の三級の項第七号中「指導主査」の下に「社会教育主査」を加え、同項第九号中「研修主事」を「社会教育主事若しくは研修主事」に改め、同項中第十二号

を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 青年の家又は少年自然の家の困難な業務を分掌する係の長の職務
別表第三の四の四級の項第二号中「指導主査」の下に「社会教育主査」を加える。

附 則

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十年三月二十四日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢一郎

鳥取県人事委員会規則第四号

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職員の職務の級の分類に関する規則（昭和五十二年一月鳥取県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事の事務部局の本庁の項中	「 次 長 部 」
副出納局長	局 長 を
出納局長	副出納局長
	理事監

に改め、同表知事の事務部局の地方機関の工業試験場の項中「工業試験場」を「産業技術センター」に、「場長」を「所長」に改め、同表知事の事務部局の地方機関の食品加工研究所の項を削り、同表知事の事務部局の地方機関の土木事務所の項の次に次のように加える。

用地事務所	姫路鳥取線
所長	

別表第一 知事の事務部局の地方機関の共通の項中「教母」を「児童生活支援員」に改

め、同表議会事務局の項中

教育機関の図書館の項の次に次のように加える。

長
を
社会教育主事
係
長

に改め、同表教育機関及び教育委員会事務局の

め、司表議会事務局の項中
調査員 調査員 孫 長

別表第三教育機関及び教育委員会事務局の教育委員会事務局の項中
「指導主査」
を
社会教育主査
に改め、同表知事の事務部局の地方機関の喜多原学園の項中
「指導主査」

〔教護〕を「児童自立支援専門員」に改める。

「九級」を「九級又は十級」に、「又は十級」を「十級又は十一級」に改める。

別表第一 警察の警察本部の項中「通信司令長」を「通信指令長」に、
課長補佐

別表第五 知事の事務部局の地方機関の項目

を
課長補佐
室長補佐
隊長補佐
に改め、同表警察の警察学校の項中

— []

改める。

この規則は、平成十年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定（警察の警察本部の項に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十年三月二十四日

鳥取県人事委員会規則第五号

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の調整額に関する規則（昭和三十一年十一月鳥取県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一喜多原学園の項中「教護」を「児童自立支援専門員」に、「教母」を「児童生活支援員」に改める。

附 則

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十年三月二十四日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢一郎

鳥取県人事委員会規則第六号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十一号）の一

部を次のように改正する。

別表知事の事務部局の本庁の項中

局 部	長	長
理 部	事	監

「人権施策推進室の
室長」

「人権施策推進室の
室長」
環境計画室の室長

に改め、同表知事の事務部局の

地方機関の項中	工 業 試 驗 場	場 長 (人事委員会 が承認したものに 限る。)
所 長	次 場 長	次 長

産業技術センター

を

所長（人事委員会
が承認したものに
限る。）

に改め、同表知事の事務部局の地方機関の食品加工研究所の項を

削り、同表知事の事務部局の地方機関の土木事務所の項の次に次のように加える。

所 長	次 所 長	次 所 長
理 部	事	監

鳥取県人事委員会規則第七号

べき地手当等に関する規則（昭和四十六年三月鳥取県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

べき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

平成十年三月二十四日

鳥取県人事委員会委員長 坂田 賢一郎

長
三
種
に
改
め
る。
この規則は、平成十年四月一日から施行する。
附 則

			別表議会事務局の項中
		課	
	長		
	三		
	種		
校	長	長	三
	二	三	種
校	種	長	三
副	限る。)	室長 (人事委員会	長
校		が承認したものに	三
		四	種

この規則は、平成十年四月一日から施行する。
特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する
平成十年三月二十四日

鳥取県人事委員会委員長 坂田 賢一郎

鳥取県人事委員会規則第八号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に關する規則（昭和四十六年二月鳥取県人事委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第三条 特地勤務手当の月額は、特地勤務手当基礎額に、別表の級別区分に応じ、次に

定める支給割合を乗じて得た額（その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に百分の二十五を乗じて得た額を超えるときは、当該額）とする。

四級地	百分の十六
三級地	百分の十二
二級地	百分の八
一級地	百分の四

2 前項の特地勤務手当基礎額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定められた日に受けた給料及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額と現に受けた給料及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額を合算した額とする。

一 職員が特地公署に勤務することとなつた場合 その勤務することとなつた日（職員がその日前一年以内に当該公署に勤務していた場合（人事委員会が定める場合に限る。）には、その日前の人事委員会が定める日）

二 職員が特地公署以外の公署に勤務することとなつた場合 その勤務することとなつた日後に当該公署が特地公署に該当することとなつたとき その該当することとなつた日

三 第一号、前号又はこの号の規定の適用を受けていた職員がその勤務する特地公署の移転に伴つて住居を移転した場合において、当該公署が当該移転後も引き続き特地公署に該当するとき 当該公署の移転の日

第四条第二項を次のように改める。

2 条例第十一條の九第一項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、同項に規定する異動又は公署の移転の日（職員が当該異動によりその日前一年以内に在勤していた公署に勤務することとなつた場合（人事委員会が定める場合に限る。）には、その日前の人事委員会が定める日）に受けた給料及び扶養手当の月額の合計額に、次の表の上欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の下欄に掲げる支給割合を乗じて得た額（その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に百分の六を乗じて得た額を超えるときは、当該額）とする。

期 間 等 の 区 分	支 給 割 合
異動等の日から起算して四年に達するまでの間 二級地又は一級地	百分の六
異動等の日から起算して四年に達した後から五年に達するまでの間 二級地又は一級地	百分の五
異動等の日から起算して五年に達した後 百分の二	百分の四

第五条 条例第十一條の九第二項の任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員は、人事交流等により条例の適用を受けることとなつた職員とする。

2 条例第十一條の九第二項の規定により同条第一項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、新たに特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員でその特地公署に該当することとなつた日（以下「指定日」という。）前三年以内に条例第九條の四第二項に規定する国家公務員等であつた者から人事交流等により引き続き条例の適用を受ける職員となつて当該公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転したものとする。

3 条例第十一條の九第二項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 条例第九條の四第二項に規定する国家公務員等であつた者から人事交流等により引き続き条例の適用を受ける職員となつて特地公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員 当該職員が条例の適用を受けることとなつた日に特地公署に異動したものとした場合に前条の規定により支給されることとなる期間及び額

二 新たに特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員で指定日前三年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したもの 当該職員の指定日に在勤する公署が当該異動の日前に特地公署に該当していたものとした場合に前条の

規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

- 三 前項に規定する職員 当該職員の指定日に在勤する公署が当該職員が条例の適用を受けることとなつた日前に特地公署に該当していたものとし、かつ、当該職員がその日に当該公署に異動したものとした場合に前条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の特地勤務手当等に関する規則（以下「改正後の規則」といいう。）第三条の規定により職員に対する特地勤務手当の月額を算定する場合において、当該職員に係る同条第二項各号に定める日がこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）前であるときは、当該職員に対する同項の規定の適用については、同項中

「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日」とあるのは、「平成十年四月一日」とする。

3 改正後の規則第四条第二項の規定により職員に対する特地勤務手当に準ずる手当の月額を算定する場合において、当該職員に係る同項に規定する日が施行日前であるときは、当該職員に対する同項の規定の適用については、同項中「同項に規定する異動又は公署の移転の日（職員が当該異動によりその日前一年以内に在勤していた公署に勤務することとなつた場合（人事委員会が定める場合に限る。）には、その日前の人事委員会が定める日）」とあるのは、「平成十年四月一日」とする。

4 改正後の規則第五条第三項の規定により改正後の規則第四条第二項に規定する方法によつて職員に対する特地勤務手当に準ずる手当の月額を算定する場合において、当該職員に係る同項に規定する日が施行日前であるときは、当該職員に対する改正後の規則第五条第三項の規定に基づく改正後の規則第四条第二項の規定の適用については、同項中「同項に規定する異動又は公署の移転の日（職員が当該異動によりその日前一年以内に在勤していた公署に勤務することとなつた場合（人事委員会が定める場合に限る。）

限る。）には、その日前の人事委員会が定める日」とあるのは、「平成十年四月一日」とする。

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十年三月二十四日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢一郎

鳥取県人事委員会規則第九号

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和二十九年七月鳥取県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

十四 銃器犯罪捜査作業 防弾装備を着装し、武器を携帯して行う次に掲げる作業

(一) 銃器又は銃器と思料されるものを使用している犯罪現場における犯人の逮捕の作業又はこれに相当すると人事委員会が認める作業

(二) 銃器を所持する犯人の逮捕の作業

(三) (一)に掲げる作業又は(二)に掲げる作業（銃器を使用した犯人の逮捕の作業に限る。）に付随して行う固定配置の作業

(四) 銃器が使用された暴力団の対立抗争事件に伴う暴力団事務所等に対する張付け警戒の作業

第三条第一項に次の一号を加える。

十七 条例第三条第一項第二十号に掲げる作業 勤務一日につき、次に掲げる警察職員の区分に応じ、それぞれに定める額

(一) 第二条第十四号(一)に掲げる作業に従事する警察職員 千二百円

附 則

警 察 職 員 の 区 分	作業の区分	
	条 例 第 三 条 第 一 項 第十八号に掲げる作業	条 例 第 三 条 第 二 項 第十九号に掲げる作業
警 察 職 員 の 区 分	天皇等に係るものその他のもるもの	その他のもの
条 例 第 三 条 第 一 項 第 一 号 又は第五号の作業に従事する警察職員	八百四十円	三百三十円
条 例 第 三 条 第 一 項 第 二 号 又は第四号の作業に従事する警察職員	五百五十円	四百九十九円
条 例 第 三 条 第 一 項 第 三 号 又は第三号の作業に従事する警察職員	九百円	三百九十九円
条 例 第 三 条 第 一 項 第 四 号 又は第二号の作業に従事する警察職員	七百七十円	八百四十円
条 例 第 三 条 第 一 項 第 五 号 又は第一号の作業に従事する警察職員	二百六十円	四百二十円
別表(第三条の二関係)		

- (二) 第二条第十四号(二)に掲げる作業に従事する警察職員 八百円
- (三) 第二条第十四号(一)に掲げる作業に付隨して行う同号(三)に掲げる作業に従事する警察職員 八百円
- (四) 第二条第十四号(二)に掲げる作業に付隨して行う同号(三)に掲げる作業又は同号(四)に掲げる作業に従事する警察職員 六百円
- 第三条の二を次のように改める。
- (月額の作業手当の支給を受ける警察職員に係る日額の作業手当の額)
- 第三条の二 条例第三条第一項第一号から第五号までに掲げる作業に係る月額の作業手当の支給を受ける警察職員が、同項第十八号、第十九号又は第二十号に掲げる作業に従事した場合における当該作業に係る作業手当の額は、前条第一項の規定にかかわらず、勤務一日につき、警察職員の区分及び作業の区分に応じて別表に定める額とする。
- 第四条第一号中「九百八十円」を「千百円」に改め、同条第二号中「六百五十円」を「七百三十円」に改める。
- 附則の次に次の別表を加える。

鳥取県人事委員会規則第十号

職員の旅費に関する条例施行規則(昭和四十五年七月鳥取県人事委員会規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島を除いた」を「本州、北海道、四国及び九州に附属する」に改める。

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十年三月二十四日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢一郎

別表第三知事の事務部局の項中	
土木事務所	
調査、設計、工事の施工、指導、監督、検査、用地等の取得、地上物件の移転、賠償、補償、登記、巡察又は公用自動車の運転	管轄区域
姫路鳥取線	調査、設計、工事の施工、指導、監督、検査、用地等の取得、地上物件の移転、賠償、補償、登記、巡察又は公用自動車の運転
用地事務所	管轄区域
は公用自動車の運転	鳥取市及び八頭郡の区域

別表第五の第一第一号中「以外の経費」の下に「又は旅費以外の県の経費」を、

に改める。

「から旅費」及び「支給される旅費」の下に「に相当する経費」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第三の改正規定は、平成十年四月一日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十年三月二十四日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢一郎

鳥取県人事委員会規則第十一号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年八月鳥取県人事委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

別表議会の事務局の項中「室長 総務課秘書係長」を「総務課秘書室長」に改め、同表知事の事務部局の本庁の項中「博覧会推進局長」を「理事監」に、「同和対策課人権施策推進室長」を「同和対策課人権施策推進室長」に改め、「副参事」及び「職員課管理係長」を削り、「職員課給与係長」を「職員課給与係長」に改め、

「職員課福利厚生係長」に改め、同表知事の事務部局の項中

食品加工研究所	工 業 試 驗 場
---------	-----------

鳥取県人事委員会規則第十二号

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢一郎

平成十年三月二十四日

所長	総務課長	科長	次長	総務課長	場長	次長	総務技術
所長	総務課長	科長	次長	総務課長	場長	次長	総務技術センター
所長	総務課長	科長	次長	総務課長	場長	次長	総務
所長	総務課長	科長	次長	総務課長	場長	次長	総務技術センター
所長	総務課長	科長	次長	総務課長	場長	次長	総務

土木事務所	所長	課長	室長	土木事務所	所長	課長	室長
姫路鳥取線用地事務所	所長	課長	室長	姫路鳥取線用地事務所	所長	課長	室長
所長	課長	室長	所長	課長	室長	所長	課長

に改め、同表の備考

中3を削り、4を3とし、5を削り、6を4とし、7を5とし、8を削る。

附 則

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年八月鳥取県人事委員会規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

別表中44を削り、45を44とし、46を45とし、47を46とする。

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

附 則

人事委員会告示

鳥取県人事委員会告示第一号

昭和三十三年八月鳥取県人事委員会告示第四号(選考により採用又は昇任させる職について)の一部を次のように改正し、平成十年四月一日から施行する。

平成十年三月二十四日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢一郎

第一項中「教護の職」を「児童自立支援専門員の職」に、「教母の職」を「児童生活支援員の職」に改める。